

佐賀県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 3 月 22 日から平成 28 年 4 月 21 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市南波多町原屋敷字長尾 1343 番 1 地先から 伊万里市南波多町府招字大田代 4182 番 1 地先まで	平成 28. 3. 22
県道 山本波多津 線	伊万里市波多津町主屋字前田 1829 番地先 から 伊万里市波多津町中山字東木場 1143 番 1 地先まで	〃
県道 駒鳴停車場 線	伊万里市大川町駒鳴字網立 3864 番 2 地先 から 伊万里市大川町駒鳴字上鶴 2734 番 1 地先 まで	〃